こども基本法

▷令和5年4月1日 こども基本法施行・こども家庭庁発足

【背景】子どもたちを取り巻く環境の複雑化

(少子化、貧困による格差、児童虐待相談件数の増加、不登校児童生徒の増加、SNSいじめの増加 等)

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。

同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

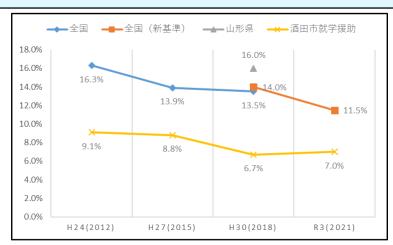
基本理念

- 1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に 教育を受けられること。
- 3. 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4. すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこども も、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



子どもを取り巻く環境(1)

子どもの貧困率・就学援助率



全国 11.5% ※ひとり親世帯の貧困率 44.5%

(R4国民生活基礎調査結果よりR3数値)

就学援助率 14.22% (1,298,315人)

(R4文科省就学援助実施状況等調査結果よりR3数値)

▷山形県 16.0%

(H30(2018年)山形県子どもの生活実態調査よりH30数値)

就学援助率 7.06% (5,392人)

(R4文科省就学援助実施状況等調査結果より<u>R3数値</u>)

▶酒田市 貧困率の独自調査は無し

就学援助率 7.08% (473人)

(学校教育課 要保護・準要保護児童生徒の割合 R3数値)

R 3就学援助内訳

区分	要保護	準要保護	全児童生徒数	割合	事業費
小学生	3人	267人	4,266人	6.33%	22,650,550円
中学生	8人	195人	2,416人	8.40%	23,446,864円
合計	11人	462人	6,682人	7.08%	46,097,414円

※事業費は要保護・準要保護生徒援助事業の決算額

<参考>酒田市の世帯の状況

18歳未満の子を持つ母子・父子世帯数 令和2年国勢調査結果より

	酒田市全体	母子世帯	うち母子のみ世帯	父子世帯	うち父子のみ世帯	人口	うち15歳未満
令和2年	39,402世帯	712世帯	400世帯	129世帯	43世帯	100,273人	10,305人

虐待認定件数

<児童虐待の類型>

児童虐待とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを 現に監護する者)がその監護する子どもに対して行う行為で、具体的には以下の 4つの類型が規定されている。

類型	内容
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、首を絞める、一室に拘束する など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前での家族への暴力行為 (DV)
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、 重い病気になっても病院に連れて行かない など
性的虐待	子どもへの性的行為、性行為を見せる、性器を触る・触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

▷酒田市の状況

(件)

	相談件数		虐	待認定件	数		
区分	(総件数)	件数	内訳				
		11 80	乳幼児	小学生	中学生	高校生等	
平成30年度	47	35	18	8	7	2	
令和元年度	88	54	26	19	6	3	
令和2年度	71	41	20	13	8	0	
令和3年度	21	12	7	4	1	0	
令和4年度	42	15	4	7	4	0	

※ 相談件数は、虐待の疑いがある相談として把握した数。うち、虐待認定件数は虐待と認定した件数。

子どもを取り巻く環境(2)

ヤングケアラー

<日本ヤングケアラー連盟が示す例>

- ①障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事を している
- ②家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている
- ③障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている
- ④目を離せない家族の見守りや声がけなどの気づかいをしている。
- ⑤日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている
- ⑥家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている
- ⑦アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱えている家族に対応している
- ⑧がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている
- ⑨障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている
- ⑩障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

▷全国の状況

※国の研究事業により実施された中学2年生、高校2年生を対象とした ヤングケアラーの実態調査3において、世話をしている家族が「いる」 と回答した割合

令和 3 年度 **小学 6 年生 6.5%**、 **大学生 6.2%**

※国の研究事業において実施された小学6年生、大学生を対象としたヤングケアラーの実態調査4において、世話をしている家族が「いる」と回答した割合。大学生では、過去に世話をしていたとの回答が4.0%、現在世話を行っているとの回答が6.2%。

▷酒田市の状況

※令和4年12月調査から転出や該当しないと判明したものを除く。

子どもがケアを担う背景には、家庭の経済状況の変化、共働き世帯の増加、 少子高齢化、地域のつながりの希薄化などからくる地域力の低下、子どもの貧 困といった様々な要因がある。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負う ことで、本人の育ちや教育に影響を受けることがある。

不登校

※30日以上欠席した児童生徒

▷全国の状況

令和4年度 **小年生 105,112人、中学生 193,936人**

※文部科学省の令和4年度問題行動・不登校調査結果より 学年が上がるにつれ増える傾向にあり、最多は中学2年生 70,622人

<推移>

	R1	R 2	R3	R 4
小学校	53,350人	63,350人	81,498人	105,112人
中学校	127,922人	132,777人	163,442人	193,936人
合計	181,272人	196,127人	244,940人	299,048人

▷山形県の状況

※文部科学省の令和4年度問題行動・不登校調査結果より 前年度より小学生は257人増、中学生は262人増

▷酒田市の状況

小学生、中学生ともに、全国と同様増加傾向にある。 (詳細な数値については非公表としている)

支援の状況

R 5年度現在 生活困窮 全世帯共涌 **造がい** ひとり親 住民税非課税等 小学牛 高校生 中学牛 大学牛等 大学等受験費用支援 (酒田市独自支援策) 特別支援教育就学支援 学童保育所保育料支援 授業料以外の支援 給付型奨学金等 (日本学生支援機構等) (国:高校生等奨学給付金) 授業料・入学金 授業料支援 就学援助(学用品費・通学費・修学旅行費等の支援) 就学・学習面 減免 (国:高等学校等就学支援金) ※国公私立問わず。所得要件あり。 (国:高等教育修学支 の支援 約8割の生徒が該当。 援新制度) ひとり親家庭自立支援 (資格取得にかかる受講費用や職業訓練期間における生活費の補助等) ひとり親高等職業訓練促進給付金・生活応援給付金・住まい応援給付金 特別児童扶養手当 児童扶養手当 医療費助成(医療費無償化を高校生まで拡充) 生活面の支援 児童手当

酒田市における具体的な施策 令和5年度

☆:生活困窮者(市民税非課税世帯等)への支援事業

1 教育を支援

(1) 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育支援

☆要保護児童生徒援助事業 【学校教育課:318千円】

生活保護の教育扶助を受給している児童生徒の保護者に対し、修学旅行費等の一部を支給する。

☆準要保護児童生徒援助事業 【学校教育課:54,539千円】

経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の一部を支給する。

★大学等受験生支援事業(令和4年度~)【企画調整課:1,500千円】

経済的理由によって、大学等の受験が困難な高校生の保護者に対し受験料等を支援する。 (上限額 生徒一人につき10万円。)

(2) 特に支援を必要とする子どもに対する支援

• 特別支援教育就学奨励事業 【学校教育課: 7.647千円】

特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、経費の一部を支給する。

・放課後児童健全育成事業 【保育こども園課:265.531千円】

仕事と子育ての両立を支援するため、放課後の家庭保育に欠ける児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る。

☆子どもの貧困対策推進事業 【こども未来課:1,780千円】

ひとり親家庭の子ども及び生活困窮家庭の子どもを対象に学習支援を行い、学習の機会が確保され将来的な進学の可能性も高まることを目指す。

生理用品を準備することが困難な状況にある児童生徒及び成人女性に対し、生理用品を無償で配布する。



- (3) 学校等における教育支援
 - 教育相談充実事業 【学校教育課:19,638千円】

スクールカウンセラー、教育相談員、教育相談専門員、家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と連携を図りながら本人・家庭の状況を把握し効果的に対応する。

• **教育支援員配置事業** 【学校教育課:85,341千円】

通常学級において、LD、ADHD等の個別の支援を必要とする児童生徒への学級担任等の補助、特別支援学級において、要支援児童生徒の学習指導の補助や介助にあたる。

酒田市における具体的な施策 令和5年度

2 生活・子育てを支援

- (1) 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援
 - こども家庭センター運営事業 【こども未来課:18,689千円】

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して一体的な相談支援を行う。

・妊娠・出産・子育て包括支援(ネウボラ)(こども家庭センター運営事業)

こども家庭センターを開設し、母子保健コーディネーターが、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない総合的な相談支援を行なう。 新生児全戸訪問を含む。

・子育て短期支援事業(こども家庭センター運営事業)

保護者の疾病等により児童の養育が一時的に困難になった場合や親子が緊急一時保護を必要とする場合に、児童福祉施設等に一定期間保護を行う。

・子育て世帯訪問支援(こども家庭センター運営事業)

家事・育児等に不安を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員を派遣し、家事・育児等の支援を実施することにより、 家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止する。

• 児童手当扶助事業

【こども未来課:1,138,105千円】

児童を養育している父母等に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

• 児童扶養手当扶助事業

【こども未来課:314.850千円】

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び児童の健全な育成を支援する。

• **子育て支援・ひとり親家庭等医療給付事業** 【こども未来課: 341, 427千円】

O歳から高校生(年度末18歳)及びひとり親家庭等に対して医療給付を行い、医療費の負担を軽減する。

・病児・病後児保育事業

【保育こども園:21,595千円】

病気または病気の回復期にある児童を保育することで、児童の健全育成と保護者の就労支援を図る。

• 子育てサポートプログラム実施事業 【こども未来課: 1,992千円】

子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身に着けるためのペアレントプログラムを実施する。保育職員が支援技術を修得し、保護者支援の技法を身に着けることができる。

- (2) 特に支援を必要とする子ども・家庭に対する支援
 - ・未熟児養育医療給付事業

【こども未来課:2.978千円】

身体の発育が未熟なまま生まれ(出生時体重2,000g以下等)、入院を必要とする乳児に対し、その養育に必要な医療費の一部を給付し、経済的な負担を軽減する。

• 発達支援事業

【こども未来課:11,186千円】

発達特性に応じて、乳幼児期から学齢期、就労期に、それぞれの活動の場に応じた適切な支援を一生涯にわたって切れ目なく継続することにより、 相談支援体制の充実を図る。

- (3) 児童虐待防止の強化
 - ・こども家庭センター運営事業

【こども未来課:18.689千円】

児童虐待防止

酒田市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の情報の共有化、連携の強化を進めることにより虐待の早期発見及びその対応を行う。



酒田市における具体的な施策 令和5年度

☆:生活困窮者(市民税非課税世帯等)への支援事業

3 仕事を応援

(1) 企業や家庭における働きやすい環境づくりの推進

マザーズジョブサポート庄内

住所:酒田市中町1-4-10(酒田市役所中町庁舎2F)

ジョブプラザさかた内

電話: 【 コンシェルジュ 】 0234-28-8061 【マザーズコーナー】 0234-24-6611

開庁:月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)

窓口:10:00~18:00



(2) 就労のための資格取得など段階的な支援

- ひとり親家庭自立支援給付金事業 【こども未来課:8.692】
 - ・ひとり親家庭の経済的自立を図るため、資格取得にかかる受講費用や養成機関等 入学費用の軽減、訓練期間における生活費の補助等を行う。
 - ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金・ひとり親高等職業訓練促進給付金・ひとり親家庭生活応援給付金・ひとり親家庭住まい応援給付金・高等学校卒業程度認 定試験合格支援



n.h

4 相談・支援体制の整備

<u>(1) 相談・支援拠点</u>

•**重層的支援体制移行準備事業** 【福祉企画課:8,480千円】

既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する。

☆生活困窮者自立支援事業 【福祉企画課:14,794千円】

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る可能性のある生活困窮者へ包括的な相談支援及び就労支援並びに住居確保給付金の支給を行うことにより、自立に向けた支援を実施する。

☆生活保護扶助事業

【福祉企画課:1.437.305千円】

生活困窮者に対して必要な援護を行ない、その最低限度の生活を保障するとともに自立の助長を図る。

• **民生委員 • 児童委員活動事業** 【福祉企画課: 22.678千円】

民生委員・児童委員を支援することにより地域福祉・在宅福祉の向上に努める。

• こども家庭センター運営事業 【こども未来課: 18,689千円】 (再掲)

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して一体的な相談支援を行う。

・発達支援事業 【こども未来課:11,186千円】(再掲)

発達特性に応じて、乳幼児期から学齢期、就労期に、それぞれの活動の場に応じた適切な支援を一生涯にわたって切れ目なく継続することにより、 相談支援体制の充実を図る。

教育相談充実事業 【学校教育課:19.638千円】(再掲)

スクールカウンセラー、教育相談員、教育相談専門員、家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と連携を図りながら本人・家庭の状況を把握し効果的に対応する。

(参考) 子ども食堂の状況

▷山形県子どもの居場所づくりネットワーク

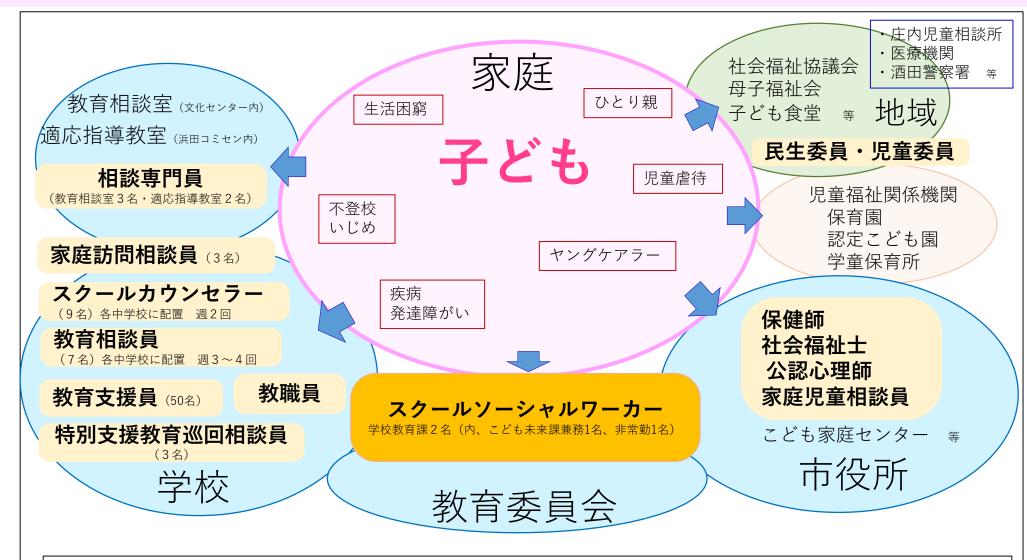
平成31年2月13日、県内で子ども食堂(地域食堂)や学習支援などの子どもの居場所づくりに取り組む実践団体が主体となり、 その活動を応援する団体とともに『山形県子どもの居場所づくりネットワーク』が発足。

▷山形県子どもの居場所づくりサポートセンター

令和元年7月1日、子どもの居場所づくりの取組みをサポートするため、総合的な相談・支援窓口を開設(山形県社会福祉協議会内)



支援体制の状況



- ▶子どもが置かれている環境には様々な問題が複雑に絡み合っている
 - ・ひとり親世帯は、経済的困窮・養育環境不適切な状況を抱える例が多い。
 - ・家庭に入られることに抵抗感を持つ家庭や養育環境が不適切な状態である自覚がない家庭が多く、支援につながらないケースがある。
 - ➡確実に支援に繋げるためには、早期発見及び関係部署との連携が重要